b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　960単位
ii　要支援２　1,115単位
㈡　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)
a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　784単位
ii　要支援２　953単位
b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　846単位
ii　要支援２　1,036単位
㈢　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)
a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　761単位
ii　要支援２　925単位
b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　823単位
ii　要支援２　1,008単位
㈣　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)
a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　749単位
ii　要支援２　909単位
b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　811単位
ii　要支援２　993単位
㈤　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)
a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　687単位
ii　要支援２　848単位
b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　797単位
ii　要支援２　952単位
(2)　認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）
㈠　認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)
a　要支援１　591単位
b　要支援２　752単位
㈡　認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)
a　要支援１　653単位
b　要支援２　835単位
(3)　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）
㈠　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)
a　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　962単位
ii　要支援２　1,118単位
b　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　962単位
ii　要支援２　1,118単位
㈡　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)
a　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　853単位
ii　要支援２　1,045単位
b　ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　853単位
ii　要支援２　1,045単位

注１　老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

３　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

４　次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

５　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注１の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注１の規定による届出があったものとみなす。

６　利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。